

登記所備付地図作成作業について（お知らせ）

仙台法務局では、次のとおり、登記所備付地図作成作業を実施します。また、作業の実施に伴い、石巻現地事務所を開設しておりますので（後掲「◇お問合せ先・連絡先」参照）、地図作成作業に関する御質問等がございましたら、お問い合わせください。

◇作業計画

実施区域 石巻市住吉・中央・石巻駅周辺地区

（後掲「◇作業実施地区」参照）

作業期間 令和元年度及び令和2年度

◇作業を実施する目的

実施区域である石巻市住吉・中央・石巻駅周辺地区においては、法務局（登記所）に備え付けられている地図に準ずる図面（いわゆる「公図」）に表示された土地の位置及び区画（筆界（境界））と現地における土地の位置及び区画とが大きく異なっているほか、東日本大震災の影響等により土地が不規則に移動し、境界が不明瞭となった部分があるなど、早期に不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図（以下「登記所備付地図」といいます。）を整備する必要があることから、令和元年度から令和2年度にかけて、震災復興型登記所備付地図作成作業を実施します。

この作業を実施することにより、法務局（登記所）に登記所備付地図が備え付けられ、これによって、現地における土地の位置及び区画を正確に特定することができるため、土地の取引の安全に役立つとともに、境界に関する争いを未然に防ぐことができます。

また、境界標識が無くなるなどして現地における土地の境界が不明瞭となっても、この登記所備付地図に基づいた復元測量をすることによって、境界を現地に正確に再現することができます。

◇登記所備付地図とは

土地や建物を売買したり、あるいは抵当権を設定したときには登記をしますが、登記所には、その内容が記録された登記記録（登記簿）があります。

このうち、土地の登記記録には、一筆の土地ごとに所在、地番、地目、地積（面積）等が記録されていますが、その土地の実際の位置や区画などは、文字情報で構成された登記記録によっては分かりません。

そこで、登記所には、土地の位置及び区画（筆界（境界））を明確にするため、精度の高い測量の成果に基づき作成された地図を備え付けるものとされており、この地図を登記所備付地図といいます。このように、登記所備付地図は、登記記録と一体となって土地の位置や区画などを特定するという重要な役割を果たしています。

なお、登記所備付地図のない地域においては、地図に準ずる図面（いわゆる「公図」）が備え付けられています。

◇作業の流れ

①＜基準点設置＞（令和元年7月～）

地区内及びその周辺に、測量に必要な基準点を設置します。



②＜事前調査・測量＞（令和元年7月～）

必要に応じて、事前調査及び現況測量を行います。



③＜説明会の開催＞（令和2年1月～2月）

地区内及び隣接地の土地所有者（管理者）等の皆様に対する説明会を開催します。作業を行うに当たり、作業の内容及びスケジュール

ール等を説明します。



④<一筆地立会い>（令和2年3月～8月）

土地所有者（管理者）の皆様には立ち会っていただき、一筆の土地ごとに、その境界や地番、地目等を調査します。



⑤<一筆地測量・境界標設置>（令和2年3月～9月）

①で設置した基準点から、④の一筆地立会いで確認された境界点までの距離や角度を測定します。

また、確認された境界について、必要に応じて、境界標（アルミ製プレート）を設置します。



⑥<面積計算・測量図作成>（令和2年9月～11月）

⑤の一筆地測量が終わると、一筆の土地ごとの面積を計算し、土地の位置及び形状を図示した縦覧用地積測量図を作成します。



⑦<縦覧・異議申立て>（令和2年12月）

縦覧用地積測量図を法務局から土地所有者（管理者）へ送付しますので、それをご覧いただき、作業の成果を確認していただきます。



⑧<登記・地図等の備付け>（令和3年3月）

作業の成果と登記記録の内容が一致していない土地については、登記官が職権で地積等の変更登記をします。

また、作業の成果に基づき修正された地図及び地積測量図を登記所に備え付けます。



⑨<市役所への通知>（令和3年3月）

登記した事項を法務局から市役所へ通知します。

※ 各作業日程については、作業の進行状況により、変更することがございます。

◇作業実施地区



◇その他

登記所備付地図作成作業の概要については、法務省ホームページを併せて御参照ください。

◇お問合せ先・連絡先

〒986-8501

石巻市穀町14番1号 石巻市役所庁舎5階市民サロン内
仙台法務局地図作成石巻現地事務所

TEL 0225-93-1178

〒980-8601

仙台市青葉区春日町7番25号 仙台第3法務総合庁舎
仙台法務局民事行政部復興事業推進班

TEL 022-225-5662

FAX 022-225-6040